

労災保険

農業者のための 特別加入制度のしおり

農業者の方も労災保険に加入できます



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

農業者の場合には、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

労働者以外の方が作業中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は行われないため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。



(1) 特定農作業従事者



(2) 指定農業機械作業従事者



(3) 中小事業主等

1 特別加入をすることのできる範囲

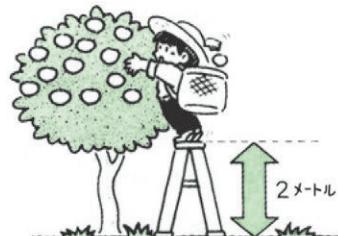
(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家きん及びみつばちを含む)・蚕の飼育の作業のいずれかを行なう農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械

- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力カッター
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪枝機
 - ・単軌条式運搬機
 - ・無人航空機
- ・動力草刈機
- ・動力摘採機
- ・動力剪定機
- ・チェーンソー
- ・コンベヤー
- (農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)

(3) 中小事業主等

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)および労働者以外でその事業に従事する人(特別加入ができる事業主の家族従事者などをいいます)。

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入してください。

2 特別加入手続き

(1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体（JA、県中央会等）に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのJA・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは都道府県労働局または労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を特別加入団体が所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）に提出する必要があります。給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください。

また、(1)において新たに特別加入を希望する方については、特別加入団体において、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付でない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えさせていただくため、あらかじめご準備をお願いします。

すでに特別加入している方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、**変更届**を、特別加入団体から、監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

(2) 中小事業主等として加入する場合の手続き

農業者の方が中小事業主等として特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
 - ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの： 特別加入申請書（中小事業主等）

提出先 : 監督署長を経由して労働局長

<加入の範囲>

原則：事業主本人のほか家族従事者など、労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際は、加入者の氏名、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、労働保険事務組合を通じて監督署長を経由して労働局長の承認を得ることが必要になります。（給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください）

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、労働保険事務組合から「特別加入に関する変更届」を監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

加入日、変更日は、所轄の労働基準監督署に書類を提出した翌日以降30日以内の、希望する日となります。

3 補償の対象となる範囲

(1) 業務災害

業務災害については、以下の項目に該当する場合に保険給付が行われます。

① 特定農作業従事者

農業者が、農作業場で行う耕作などの作業（「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」）のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- (ア) 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- (ウ) 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- (エ) 農作業場で農薬を散布する作業
- (オ) 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業

（ご注意）養鶏や養蜂などで(ア)～(オ)の作業を伴わない場合は、負傷等（みつばちに刺される等）が生じても保険給付は行われません。

② 指定農業機械作業従事者

ア 農業者が、農作業場において指定農業機械（2ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 中小事業主等

ア 特別加入申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入した事業のためにする行為、およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）

イ 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

ウ アまたはイに前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合

エ ア、イ、ウの就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

オ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合

カ 通勤途上で次に掲げる場合

（ア）労働者の通勤用に、事業主の提供する交通機関の利用中

（イ）突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

キ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

※詳細については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

「複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

QRコードはこちら⇒



(3) 通勤災害

① 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者の場合

通勤災害は補償の対象となっていません。ただし、農作業のため農業用トラクター・コンバインなどに乗って車庫から農作業場へ向かう途中で負傷した場合は業務災害として補償対象になります。

② 中小事業主等の場合

一般の労働者と同様に補償されます。

具体的には、就業に関し、合理的な経路および方法で①～③の移動中に災害が起きた場合に補償対象となります。

- ①住居と農作業場との間の往復
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動

なお、合理的な経路を逸脱・中断した後に災害が起きた場合には、通勤災害と認められません。例外として、その逸脱・中断が日用品の購入など日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により最小限度で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は通勤と認められます。

4

給付基礎日額・保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表1 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B=A×365日	年間保険料		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×3/1000	中小事業主等 B×13/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円	118,625円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円	113,880円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円	104,390円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円	85,410円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円	66,430円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円	42,705円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円	33,215円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円	28,470円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円	23,725円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円	18,980円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円	16,601円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 給付の種類

特別加入者に対する保険給付の種類については、表2のとおりです。

なお、被災した場合に労災保険より給付される額については、右欄に具体的な例（給付基礎日額が1万円の場合に給付される額）を記載していますので、それぞれ特別加入時に承認された給付基礎日額に置き換えて算出してください。

表2 給付一覧表

保険給付の種類 (注1)	支 給 事 由	給 付 内 容	特 別 支 給 金	具 体 的 な 例 (給 付 基 礎 日 額 10,000 円 の 場 合)
・療養補償給付 ・複数事業労働者 療養給付 ・療養給付	業務／複数事業の業務／通勤による傷病について、病院等で治療する場合	必要な治療が無料で受けられます。 (注2)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく) 必要な治療が無料で受けられます。
・休業補償給付 ・複数事業労働者 休業給付 ・休業給付	業務／複数事業の業務／通勤による傷病の療養のため労働することができない日が34日以上となった場合 (注3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。	(20日間休業の場合) ①休業(補償)等給付 $1\text{万円} \times 60\% \times (20\text{日}-3\text{日}) = 10\text{万2千円}$ ②休業特別支給金 $1\text{万円} \times 20\% \times (20\text{日}-3\text{日}) = 3\text{万4千円}$
・障害補償給付 ・複数事業労働者 障害給付 ・障害給付	[障害(補償)等年金] 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害(補償)等一時金] 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害(補償)等年金の場合は、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)等一時金の場合は、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。	(第1級の場合) ①障害(補償)等年金 $1\text{万円} \times 313 = 313\text{万円}$ ②障害特別支給金(一時金) 342万円
・遺族補償給付 ・複数事業労働者 遺族給付 ・遺族給付	[遺族(補償)等年金] 業務／複数事業の業務／通勤により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) [遺族(補償)等一時金] (a) 遺族(補償)等年金の受給資格をもつ遺族がない場合 (b) 遺族(補償)等年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族(補償)等年金の受給資格をもつ方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。(注4) 2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。 遺族(補償)等一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。(b)の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は遺族の人数にかかわらず、300万円が一時金として支給されます。	[遺族(補償)等年金で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)等年金 $1\text{万円} \times 245\text{日} = 245\text{万円}$ ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 [遺族(補償)等一時金支給事由(a)の場合] ①遺族(補償)等一時金 $1\text{万円} \times 1000\text{日} = 1000\text{万円}$ ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
・葬祭料 ・複数事業労働者 葬祭給付 ・葬祭給付	業務／複数事業の業務／通勤により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいざれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①31万5千円+(1万円×30日) =61万5千円 ②1万円×60日=60万円 よって高い額の①が支払われます。
・傷病補償年金 ・複数事業労働者 傷病年金 ・傷病年金	業務／複数事業の業務／通勤による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日に(a)傷病が治っていないこと(b)傷病による障害の程度が傷病等級に該当することのいずれにも該当する場合、または同日後いずれにも該当することとなった場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。	(第1級に該当する場合) ①傷病(補償)等年金 $1\text{万円} \times 313\text{日} = 313\text{万円}$ ②傷病特別支給金(一時金) 114万円
・介護補償給付 ・複数事業労働者 介護給付 ・介護給付	業務／複数事業の業務／通勤により、障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	(常時介護の場合)介護の費用として支出した額(177,950円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合は支出した額が81,290円を下回る場合は一律定額として81,290円が支給されます。 (随時介護の場合)介護の費用として支出した額(88,980円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合は支出した額が40,600円を下回る場合は一律定額として40,600円が支給されます。(注5)		

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、中段は複数業務要因災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注3) 休業(補償)等給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)等年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注5) 表中の金額は、令和6年4月1日現在のものです。

〔質問〕

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

私は個人で農業を営んでおり、労災保険に特別加入していますが、最近になって労働者を雇うようになりました。労働者が5人未満の事業の場合は、労災保険に加入しなくてもよいのですか。

農業の場合、労働者に係わる労災保険の強制加入と任意加入の区分は以下のとおりです。

〔回答〕

	労働者：常時5人以上	労働者：常時5人未満
法人の事業	強制加入	強制加入
個人の事業	強制加入	原則として任意加入※

※任意加入の事業場でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合は強制加入となります。

ご質問のケースでは、事業主が特別加入しているため、労働者を1人でも雇った時点で労災保険に加入する必要があります。

〔質問〕

〔加入時健康診断について〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入の前に、特定業務に一定期間従事し、特別加入後もその業務を行う場合は、健康診断が必要となります。

たとえば、振動工具(草刈機等)を使用する業務に通算1年以上従事し、特別加入後も同じように振動工具を使用する業務に従事する場合が該当します。

この健康診断結果により、

①症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと認められる場合
→特別加入することはできません。

②症状や障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合
→特定業務を除く業務に限り特別加入できます。

〔質問〕

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

私は、農業者で特定農作業従事者として特別加入しています。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

農作業場で行う耕作等の作業のため、自宅から作業場までの間、軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、上記作業に伴う軽トラックの点検・修理についても、農業者によって日常行う程度のものであれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔質問〕

〔集荷作業中や、出荷・販売作業中の災害について〕

私は農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるでしょうか。また、農産物を市場等までトラック等で出荷する出荷作業、出荷した農産物を出荷先で販売する販売作業といった作業中の災害の場合には、労災保険の適用はどうなるのでしょうか。

〔回答〕

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

また、平成30年4月1日以降に発生した災害については、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ「出荷作業」や、出荷作業後に行われる「販売作業」についても、集荷作業同様、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たるものとして扱い、それらの作業中の災害については、業務災害として労災保険による給付を受けるようになりました。

例えば、出荷のために直売所へ向かい、出荷を行った者がそのままその直売所で販売を行い、農作業場へ戻るという一連の行為は直接附帯する行為に該当します。なお、この取扱いは指定農業機械作業従事者が指定農業機械を用いて当該行為を行う場合についても同様となります。

〔質問〕

〔急な斜面での作業中の災害について〕

私はみかん畑で働く農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができるでしょうか。

〔回答〕

〔特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

〔質問〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックを農作業場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

〔回答〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅と農作業場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されます。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔質問〕

〔集落営農集団について〕

私は、リンゴ農家であり、高さ2メートル以上の高所で作業しています。先日、集落営農組合に所属しましたが、個人としては、経営耕地面積は1ヘクタール、年間の農業生産物の総販売額が200万円しかありません。この場合、特別加入することはできるのでしょうか。

〔回答〕

個々の農家の規模が小さくても、所属している集落営農集団において、農業生産物総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家も規模の要件を満たすものとして特別加入することができます。

〔質問〕

〔業務委託による農業者の特別加入について〕

私は農作業場の所有者からの委託を受けて農作業を行っていますが、特定農作業従事者として特別加入することはできますか。

〔回答〕

「特定農作業従事者」の要件となっている「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の販売総額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」については、農作業の受託料金や作業受託の対象となっている農地は含まれません。したがって、営農集団の構成員の場合を除き、業務委託のみにより農作業を行う方は「特定農作業従事者」として特別加入することはできません。

しかし、業務委託のみにより農作業を行う方であっても、特定の農業機械を使用する業務を行っている場合は「指定農業機械作業従事者」として、また、これに該当しない場合でも「特定フリーランス事業」として特別加入することができる可能性があります。

<特定フリーランス事業>

「フリーランス(特定受託事業者※1)が企業等(業務委託事業者※2)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)に該当する場合には業種・職種を問わず特別加入することができます。

(※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者

(※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。